

## 予算決算委員会民生教育分科会会議録

### 招 集

令和2年9月18日（金）議場

### 出席委員（8名）

（分科会長）国 頭 靖 （副分科会長）伊 藤 ひろえ  
石 橋 佳 枝 岩 崎 康 朗 岡 田 啓 介 門 脇 一 男  
土 光 均 矢 田 貝 香 織

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

#### 【市民生活部】朝妻部長

[市民課] 森課長 小野川証明担当課長補佐

[保険課] 佐小田課長

[生活年金課] 的早課長

[市民税課] 長谷川課長

[固定資産税課] 宮松課長

[収税課] 影岡次長兼課長

[環境政策課] 藤岡次長兼課長 山川課長補佐兼環境計画担当課長補佐

大峯環境保全担当課長補佐 畠中担当課長補佐

[クリーン推進課] 清水課長

#### 【福祉保健部】景山部長

[福祉政策課] 大橋次長兼課長 渡部企画担当課長補佐

[福祉課] 橋尾課長 長尾課長補佐兼保護第二担当課長補佐

[障がい者支援課] 仲田次長兼課長

田村課長補佐兼計画支援担当課長補佐

[長寿社会課] 塚田課長 足立課長補佐兼介護保険担当課長補佐

足立課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

[健康対策課] 中本課長 仲田課長補佐兼健康総務担当課長補佐 小椋担当課長補佐

#### 【こども未来局】湯澤局長

[こども相談課] 松浦課長

[子育て支援課] 池口課長 大谷子育て政策担当課長補佐

井上子育て支援担当課長補佐 赤井子育て政策担当係長

#### 【教育委員会事務局】松田局長兼教育総務課長

[教育総務課] 後藤課長補佐兼教育企画室長 木村課長補佐兼学校管理担当課長補佐

山花学校管理担当係長

[学校教育課] 西村課長 仲倉課長補佐兼指導担当課長補佐

乗本課長補佐兼人権教育担当課長補佐 住田学務担当課長補佐

西山担当課長補佐

[生涯学習課] 木下課長 安田課長補佐兼生涯学習担当課長補佐 菅原図書館長

[学校給食課] 山中課長 野口課長補佐兼給食担当課長補佐

【文化観光局】

[スポーツ振興課] 深田課長

[文化振興課] 下高課長

**出席した事務局職員**

松下局長 土井次長 先灘調整官 安東主任

**傍聴者**

安達議員 遠藤議員 岡村議員 奥岩議員 尾沢議員 田村議員 戸田議員

又野議員

報道関係者 2人 一般 2人

**審査事件**

議案第 8 3 号 令和 2 年度米子市一般会計補正予算（補正第 8 回）のうち当分科会所管部分

議案第 8 4 号 令和 2 年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第 1 回）

~~~~~

**午前 10 時 00 分 開会**

**○国頭分科会長** ただいまから予算決算委員会民生教育分科会を開会いたします。

本日は、8 日の本会議で予算決算委員会に付託された議案のうち、当分科会の審査担当とされました議案 2 件について審査をいたします。

議案第 8 3 号、令和 2 年度米子市一般会計補正予算（補正第 8 回）のうち市民生活部所管部分を議題といたします。

当局の説明を求めます。

森市民課長。

**○森市民課長** 議案第 8 3 号、令和 2 年度米子市一般会計補正予算（補正第 8 回）のうち、市民生活部所管部分を御説明いたします。

それでは、お手持ちの事業概要書の 4 ページをお開きください。上段、米子水鳥公園運営事業についてですが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により、米子水鳥公園の指定管理に係る事業収入が例年に比べ減少することが見込まれていることから、減少分を補填することで、安定した施設の管理、運営を図るために必要な経費を計上するものです。

続いて 5 ページ上段、個人番号カード関連事業についてですが、こちらは、1、国外転出者によるマイナンバーカードの利用を実現すること、2、行政手続における戸籍謄抄本の添付を省略すること及び本籍地以外での戸籍謄抄本の発行等を可能とすること、以上 3 点を実現するためのシステム改修に必要な経費を計上するものです。説明は以上です。

**○国頭分科会長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。ありませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** 個人番号カード関連事業について伺います。これについては、費用は全額国費、国から下りてくるということになっているわけですが、これを今急いで整備しな

ければならない条件とか、特にこういう国外に転出された方が、何か御不自由があったとか、できないことがあるとか、そういうことがありますか。

○国頭分科会長 森課長。

○森市民課長 この予算は、国のほうから、先ほど言いました3点におけることを実現するために令和5年度までの工程表が作成されておりまして、そのうちの令和2年度にしななければならない部分ということでございます。

○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 これは、事前にお伺いしたところでは、将来的には国外からの投票もできるようにするんだというような目的があるというふうに聞いております。投票ということが、個人カードで行われるということになると、個人の投票の自由といいますか、それに大きく関わるのではないかと思いますけれど。それについての意見は特に求めませんが、それは大変なことだなというふうに思いました。質問というよりは、これは意見なんですけど。

○国頭分科会長 意見としてでよろしいですね。

○石橋委員 はい。

○国頭分科会長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭分科会長 ないようですので、本件については終了いたします。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前11時08分 再開

○国頭分科会長 予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

議案第83号、令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第8回）のうち、福祉保健部所管部分を議題といたします。

当局の説明を求めます。

渡部福祉政策課企画担当課長補佐。

○渡部福祉政策課企画担当課長補佐 議案第83号、令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第8回）のうち、福祉保健部が所管する部分につきまして、歳出予算の概要等を御説明いたします。

まず、予算説明資料、歳出予算の事業の概要をお出しいただき、5ページをお開きください。5ページの下段、障がい者福祉施設整備費補助事業についてですが、1,577万6,000円を計上しております。これは、社会福祉法人養和会及び特定非営利活動法人evergreen（エバーグリーン）が障がい者福祉施設の整備に係る県の補助金交付の内示を受けたことに伴い、その15分の1を上乗せとして補助するものでございます。なお、養和会はグループホーム、エバーグリーンは障がい児通所施設をはじめとする多機能型の事業所を新設されます。

次に、6ページの上段、障がい者福祉施設管理運営事業についてですが、22万1,000円を増額しております。その下段、福祉保健総合センター運営事業についてですが、189万5,000円を増額しております。これは、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理者の収入減を補填するもので、対象施設は米子サン・アビリティーズとふれあいの里でございます。

次に、7ページの上段、生活保護総務事務費についてですが、176万円を増額して

おります。これは生活保護費の返還金等の収納対策強化及び本年10月から可能となったコンビニ納付に対応するためのシステム改修に係る経費を増額するものでございます。

次に、その下の段、ふらっと、湯ったり健幸習慣事業についてですが、95万1,000円を計上しております。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛等による高齢者等の体力低下に伴うフレイル予防を行うために、観光施設白鳳の里において体操教室や住民向けの健康相談を実施するものでございます。

次に、12ページの上の段、児童文化センター費についてですが、35万5,000円を増額しております。これは新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理者の収入減を補填するもので、対象施設は児童文化センターでございます。

続きまして、令和2年度米子市補正予算書をお出しいただき、23ページをお開きください。23ページになりますが、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び該当年度以降の支出予定額等に関する調書（補正第2回）でございます。ねむの木保育園給食調理等業務の委託業者に対して支払うべき委託料の限度額として、2,940万円を計上しております。これは令和3年度よりねむの木保育園の給食調理等業務を民間委託することに伴い、事務を円滑に進めるため債務負担行為を設定するものでございます。令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第8回）の説明につきましては以上でございます。

**○国頭分科会長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

石橋委員。

**○石橋委員** まず最初に、この概要の7ページ上段の生活保護総務事務費のことですけれど、システム改修と収納対策強化のためというふうに言われていますが、収納対策強化っていうのはどのように強化されるのでしょうか。

**○国頭分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** このたびのシステム改修ですけれども、もともと生活保護費につきましては独自のシステムを使っておりますけれども、やはり支給のほうがメインのシステムということになっておりまして、返還金については本当に簡単なものしかございませんで、今まではそれだけで管理はできなかったということで、エクセルといった表計算のソフトを使って別にまた管理をすると、二重管理的なところにもなっているという状況がございまして、なおかつ生活保護の返還金については、生活保護が廃止になったり開始になったりということで、同じ方についても番号が違ったりとかということでの管理が非常に難しいところもございましたので、そのところを改善をして分かりやすくした上で、徴収のほうについてもしっかり管理をしていくということの強化を図りたいということでございます。以上です。

**○国頭分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 返還金っていうのは、年々積み重なってるのもあると思うんですが、年間でいうとどれくらいの件数があるものなんですか、そんなにたくさんあるんですか。

**○国頭分科会長** 橋尾課長。

**○橋尾福祉課長** 返還金につきましては、確かに年々増加をしているということで、この件数、その当該年度で発生する件数ということだと、昨年度の分につきましては375件という件数が発生をしたということでございます。

○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 それって、このたびの別の督促の件のところの資料でいただいてもおられますけれど、主に3つの種類の返還金があるということですよ。保護法の78条に基づくもの、63条に基づくもの、もう一つ、過払いによるものというのが3つ書かれてあるんですが、どれが多いんですか。

○国頭分科会長 橋尾課長。

○橋尾福祉課長 件数としまして一番多いのは、過払いというものが一番多くて、昨年度でいいますと206件発生をいたしております。

○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 過払いって、結局それはどちらかという保護を受けて受給しておられる人の問題ではなくて、こちらのほうの事務の体制とか理解とかの問題ではないんですか。

○国頭分科会長 橋尾課長。

○橋尾福祉課長 過払いの場合も、確かに実施側のほうの間違いということもあることにはありますけれども、生活保護費はその月の最初、米子市でいいますと3日に保護費を支給するというので、その前月の大体20日ぐらいのところ計算をして出すと。あくまで見込みということで出すものでございますので、その後その方の収入とかいろんなものが、基準とかが変更になったという場合に多く払い過ぎるという事象が発生するというので、必ずしもこちら側の責任だけではなくて、もちろん相手方のほうの責任ということでもないですけども、給与等出てくるのが遅くなって確定するのが後になったということでも発生するというのも多くございます。以上です。

○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 いろいろあると思うんですけど、結局届出をしなかった、申告をしなかったというのも多いと聞いていますが、なかなかそのところは、利用者が2番のところの意図的に申請せんかったんじゃないかと、知らなくて、よく分からなくて申請をやらなかったっていう件がかなりあるというふうにも聞いておりますので、そこはよく分かるように話していただくというのが一番であろうかなというふうに思います。

あと、コンビニで払えるようにするということですよ、その過払い金を返納しなきゃいけないとき。

○国頭分科会長 橋尾課長。

○橋尾福祉課長 はい、おっしゃられるとおり、今までは銀行で払える用紙というもので払っていただく、あるいは直接市のほうにお支払いをいただくような場合もございましたけれども、中には生活保護が既に廃止になっている方で県外に出られている方等もございまして、全てを含めて、より返しやすいうことでコンビニ納付が可能になったということですので、それを利用したいというふうに考えております。

○国頭分科会長 よろしいですか。

景山福祉保健部長。

○景山福祉保健部長 途中で大変申し訳ございませんが、今御覧いただいております歳出予算の事業の概要のところ一部訂正をさせていただきたくお願いいたします。

7ページを御覧ください。7ページの下のほうの段の、ふらっと、湯ったり健幸習慣事業の、冒頭の事業概要のところでございますが、観光施設白鳳の里と記載しておりますけれども、観光施設を削除していただきますようお願いいたします。大変申し訳ござい

せん、よろしくお願いいたします。以上です。

○国頭分科会長 ほかにありませんか。

石橋委員。

○石橋委員 この予算書のほうの債務負担行為、ねむの木園について。これについては、質問というよりは意見ですけど、給食が、ほかの12園に関してはもう既に民間に委託業務されてるわけですけど、さらに委託を進めるということで反対なんですけど、前にも委員会でも申しましたけれど、小学校でも食育っていうことは大事だというふうに言われて、学校給食も充実させる方向になってますけれど、保育においては、小学生、中学生以上に子どもの発達、成長に対して、食というものの与える影響は大きいです。その部分をやはり、調理する人も栄養士さんも含めて、保育士も含めて一緒に育てていくという意味で、やっぱり公が手放すというのは大変問題があるというふうに思います。意見ですけど。

○国頭分科会長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭分科会長 ないようですので、終了いたします。

次に、議案第84号、令和2年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第1回）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

渡部福祉政策課長補佐。

○渡部福祉政策課企画担当課長補佐 議案第84号、令和2年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第1回）につきまして、歳出予算の概要等を御説明いたします。

令和2年度米子市補正予算書の28ページを御覧ください。説明欄の一番上の段に、償還金として361万4,000円を計上しております。これは、令和元年度に社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた交付金について、実績に応じて返還をするものでございます。令和2年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第1回）の説明につきましては以上でございます。

○国頭分科会長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭分科会長 ないようですので、本件については終了いたします。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午後1時04分 再開

○国頭分科会長 予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

最初に、先日の決算審査におきまして、当局より説明がありますのでお願いいたします。松田教育委員会事務局長。

○松田教育委員会事務局長兼教育総務課長 去る9月14日に、ここ議場で行われました決算民生教育分科会の教育委員会所管の審査におきまして御答弁申し上げた、通学路の危険箇所に係るブロック塀の箇所数等について補足させていただきます。

通学路におけますブロック塀の点検結果C及びDの箇所数が136か所あり、15か所が既に撤去等されていると申し上げたところでございますが、これは市全体の数値でござ

いまして、通学路に該当しますのはそのうちの内数となります。通学路におけますC及びDの箇所数は59か所であり、御通知申し上げた結果、既に撤去等されているのが6か所ということになります。以上、補足させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○国頭分科会長** 続きまして、議案に入らせていただきます。

議案第83号、令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第8回）のうち、教育委員会所管部分を議題といたします。

当局の説明を求めます。

後藤教育総務課室長。

**○後藤教育総務課長補佐兼教育企画室長** 議案第83号、令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第8回）につきまして、教育委員会所管部分について御説明させていただきます。歳出予算の事業の概要で説明いたします。

それでは、事業の概要の15ページをお開きください。学校給食共同調理場改修事業でございますが、弓ヶ浜及び尚徳の両共同調理場の作業環境を改善するための空調設備設置工事の実施設計業務費用でございます。説明は以上でございます。

**○国頭分科会長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭分科会長** ないようですので、本件については終了いたします。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

**午後1時07分 休憩**

**午後1時41分 再開**

**○国頭分科会長** 予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

分科会長報告のための意見の取りまとめを行いたいと思います。

意見がございましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭分科会長** 予算についてはないですね、ということによろしいですね。

〔「異議なし」と声あり〕

**○国頭分科会長** そうしましたら、意見がないということですので、特になかった旨、報告させていただきたいと思います。

次に、決算分科会長報告に関する協議を行いたいと思います。

お手元に配付しておりますのは、14日の決算分科会で発言のありました委員の皆さんから提出していただきましたものを取りまとめたものでございます。これにつきまして、皆さん、見ていただきましてどうでしょうか。意見があるということがありましたら、発言をお願いしたいと思います。

土光委員。

**○土光委員** 4番目で通学路の危険箇所に関して、この前の分科会のやり取りで数字がちょっと正確なやり取りができてなくて、今日、補足の答弁で通学路に関するということで正しい数字が確認できました。ちょっと私が思うには、まず結論から言うと、これ、私は取り下げたいと思います。理由としては、決算の指摘事項で令和元年度の範囲では、この通学路のブロック塀の点検は、担当課に聞いてみると、令和元年度は点検をしていると。

例えば、C判定、D判定の判定とか、それからその後の対処、それは令和2年度になってからのことだというふうな、そういった説明も受けました。それから、実際にやり取りしたときの数字も、正しい数字を基にちょっとやり取りができてなかったのも、そういった意味でこの決算の指摘事項としては、今回これは見送ってもいいと思ったので取り下げたいと私は思います。

**○国頭分科会長** 土光委員言われたように、令和元年度の数字ではなかったということでもありますので、これは取下げということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○国頭分科会長** あとの3つに関してはこれでよろしいでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** ちょっとこの書いている文言の意味をはっきりさせたいということで質問があるので、いいですか。

**○国頭分科会長** はい。

**○土光委員** 一つは最初の一番上で、指摘事項の2行目の辺、台帳の見直しや個別具体的支援に至らず云々かんぬん。ここでいう台帳の見直しというのはどういったことを意味しているのでしょうか。

**○国頭分科会長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 今、振り返ってみたら、委員会のときにその中身について具体的なことは言っていないというふうに私は思うんですけども、今の思いとしましては、台帳に登録するという希望をされた方には名前と住所とをいただいているんですけども、そのときの支援者っていうところ、多分お一人かお二人、地域の中なり、緊急連絡先なりって、そういった項目をいただいて出来上がった名簿になっているんじゃないかというふうに思っております。当時、障がい者団体のほうからの紹介でもって登録した、もう5年にもなるよみたいな話だったんですけど、それ以降何から見直しもなく、そのときに支援者として登録いただいた方が健在かどうかすら分からないというような実態を聞いておりましたので、私の中では、登録をしたときに支援者となっておられる方について、その後の見直し等が必要になっているんじゃないかという意味で言ったんですけども。土光さんおっしゃるみたいに、ちょっと分かりにくいというふうに思いました。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** そういった意味ですよね。そうすると、実際やり取りではそういう言い方してないかもしれないけど、台帳の更新という言い方したら分かりやすい。もし言ってなかったとしても、そういった意味でしゃべってるんだとしたら。より指摘事項の内容が分かるので、更新というふうにしたらいかがでしょうか。

**○国頭分科会長** では、この台帳の見直しのところ、台帳の更新ということで変えさせてもらっていいですかね。

〔「いいのかな。いいですよ、そこは。」と土光委員〕

よろしいですか。

〔「私たちがいいと言えればいいんだ。」と土光委員〕

じゃあ、そういうことに修正させていただくということで。

ほかにありませんでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 2つ目のがん検診事業の指摘事項の文章の中で、要は受診率が上がらないと。だから、現在の取組を抜本的に見直す必要があるという指摘だと思います。その後、まずは、期間を1月まで延長、これは抜本的見直しの例ではないですね、抜本的見直しが必要だけど、取りあえずは期間延長というのをしたらいかがですかという、そういう意味の文章になりますよね。そうすると、例えばこの指摘事項、私たちが指摘したいことは、とにかく抜本的に見直しが、全然受診率が上がらないので抜本的に見直す必要があるということ、これを指摘しようとして、それはそれでいいと思いますけど、じゃあ何をすればいいんだというところが、言われたほうも困るのではないかと。別に困ってもいいんだけど。だからもし、今から適当につくるわけにいかないけど、だから指摘しているのは、とにかく今までのようなやり方では受診率はなかなか上がらないから、今までのやり方をちょっと見直しなさいという指摘だと思っていいますか。

(「はい。」と門脇委員)

**○国頭分科会長** 門脇委員。

**○門脇委員** 私の中では、この1月のところは岩崎委員が述べられたんですけど、内容によって12月までのところ、それから女性特有のがんは、今1月までになってましたよね。ですから12月が1月になるというこの期間1か月延長するだけでも私の中では抜本的だと思ってる。

(「なるんですか、抜本的に。」と土光委員)

ええ、と思ってます。なかなか当局の後の事務処理っていいですか、あれも大変なことも聞きましたけども、近隣の市町村のことも、そのとき聞いたらやっぱり後ろのほうに行くと受診率を伸ばそうともしてますんで、その辺は米子市も頑張ってもらって1月についていうことで。これでも僕は抜本的だと思うんですけど、ここができれば。そういうことで記載させてもらってます。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。抜本的な見直しの一つとして1月まで延長というのを具体的に指摘してるという文章だということ、了解です。

続いて、いいですか。

**○国頭分科会長** はい。

**○土光委員** 3番目に関してなのですが、下から3行目からの文章、なかよし学級云々で、2行目、民間との利用料負担に差が生じている、それはそうなのでしょう。最後に、是正されたいという指摘ですよね。これは是正というのは、民間となかよし学級、差があるのを是正しろという、そういう指摘ということなんですか。

**○国頭分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** この利用料負担というところには、決算で指摘しました減免というところが含まれており、なかよし学級は兄弟だとか、独り親だとか、あと低所得者というところの減免があるんですね。その利用料負担というところに減免も含まれているというふうに考えていただいて、是正されたいは、前段にある受入れ人数と待機児童数に整合性が取れてなくて計画的な配置ができてないっていうところと、あと減免も含めた利用料負担に差が生じているというところを是正されたいと、どっちもかかるというふうに考えております。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 減免というのは、民間は今ないということですか、そういうこと。

○国頭分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 一部はあるんですね。一部兄弟で減免してたりとか、独り親で減免してたり、一部はあるんですが、全体にはない。でもそれよりかは、民間のほうに希望して行っている人はいいんですけれども、なかよし学級に結局入れなかったために、上のほうにもかかるんですね。だから、今、受入れ人数と待機児童数に整合性が取れなくて、だから少ない崎津小学校でも2クラスあったり、大きい住吉小学校は1クラスというふうになっているので、そこら辺のところにもかかるんですけど、結局、だからそこで大きい小学校のために待機児童が発生して、入りたいのに入れれないという致し方ない方にはやっぱり不公平が生じているというところを示しているんですが。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 そうするとちょっと、つまりこのまま読むと、今後もというのが、何か利用料負担のことに關して是正されたいというふうに私は読めてしまったのです、是正というのがね。だから、この今後もというのを、行を変えて新しい見出しにする。ただ、読むときは一緒だけどね、そういうふうにしたらどうかということと、もう一つは、つまりこの是正というのは、計画的な配置ができていないこととか利用料負担に差がある、その辺を是正しろということなので、今後もというのをちょっと別段で書く、委員長報告するときはちょっと間を空けてしゃべるみたいな工夫をすればいいかなと思って。というふうにならなりました。このままでは私はそういうふうにとってしまったので。

それから利用料負担というのは、これは分科会の中のやり取りで、民間となかよし学級、民間はそれぞれ何か特徴を出そうとして工夫をしていると。だから、そういった意味で差が出るのはあっても、差が出るのはそれが駄目というふうには言わないとやり取りもあつたと思つたので、今言つた減免の在り方など利用料負担に差が生じているとか、そこを分かるように記述したらいかがでしょうかという、これは私の提案です。

○国頭分科会長 石橋委員。

○石橋委員 上のところの、要するに学校間で、大きい規模の学校だったり小さい規模の学校だったりして、なかよし学級とその待機児童数に不公平が生じて、その中で、希望はなかよし学級に入りたかつたのに入れれないから仕方なく民間の学童に行つて、なかよし学級よりは高い利用料を払わざるを得ないという不公平も生じているという意味で、減額、減免だけではないという、利用料の負担の不公平というのは、ということだというふうに思うので、これはこれでいいかとは思つんですけど。

さっきの行変えの案は賛成です。要するに、今後ものところを一つ段下げて、行変えをしたほうが、全部上にかかるというのが分かりやすいかなとは思つます。

○国頭分科会長 土光委員が言われたのは、すみません、どこのところを……。

はい。

○岡田委員 委員長でまとめて、聞いた話を文章にしてもらつて、もう一回配付したらいいじゃないですか。ここで直しちゃいますか、文言整理まで。

○国頭分科会長 簡単ならば……。

(「土光さんもう一回。」と門脇委員)

土光委員。

○土光委員 私は2点言つて、利用者負担に差が生じているの、減免等入れたらどうかという案だつたんだけど、石橋委員は、やっぱり減免だけの問題ではないのでこのままでは

いんではないかということでした。そこは、まあそうかなと思うので、そういった意味ではそのままいいのではないか。ただ、今ちょっと気がついたんだけど、利用料負担、利用者負担じゃなくて、やっぱり利用料負担ですか。

○国頭分科会長 利用者負担……。

○土光委員 ただ、利用者だったら、保育料に限定する何かもっと広い意味になってしまうから、のことを言ってるんですよね、ここは。いや、負担するのは利用者でしょ、利用料負担、いいか。今の取消し。だから、石橋さんの御意見で、あえて減免等とか入れなくてもいいと思います。そこまでは私は言いません。

それから、今後もというところを、つまり行を変えて別のところにする、行を変えるとすることでそれは同意してもらえたので、これはもう行を変えるだけでいいのではないかと。つまり、是正というのは計画的に配置ができてないことと、利用料負担に差が生じている、このことを是正すべきだという指摘、だから分かるようにということ。

○国頭分科会長 門脇委員、まとめてください。

○門脇委員 今の土光委員の意見で、行を変えれば上にも下にもみんなかかって、より分かりやすいので、今後もというところを行変えすれば、それでいいと思います。

○国頭分科会長 それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○国頭分科会長 では、以上の意見を踏まえて修正させていただきます。

以上で予算決算委員会民生教育分科会を閉会いたします。

午後 1 時 5 9 分 閉会

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

予算決算委員会民生教育分科会長 国 頭 靖